

横須賀市再犯防止対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 再犯防止対策の推進について、本市と本市内の関係機関が連携を強化し、再犯の現状、再犯防止の課題及びこれらを踏まえた再犯防止対策の情報の共有等を行うため、横須賀市再犯防止対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯の現状把握に関する情報交換
- (2) 市及び関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) 再犯防止対策に関する意見交換
- (4) その他連絡会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会議の構成員は、18人以内とする。

2 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者、関係団体の構成員、横浜保護観察所その他の関係行政機関の職員のうち市長が依頼した者
- (2) 別表に掲げる職員

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第4条 連絡会議に座長を置く。

2 座長は、民生局地域支援部市民生活課長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、座長が招集する。

2 連絡会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理人の出席)

第6条 構成員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、民生局地域支援部市民生活課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の同意を得て座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

民生局福祉こども部地域福祉課長 同生活支援課長 民生局地域支援部市民生活課長 民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課長 教育委員会事務局学校教育部支援教育課長
--